

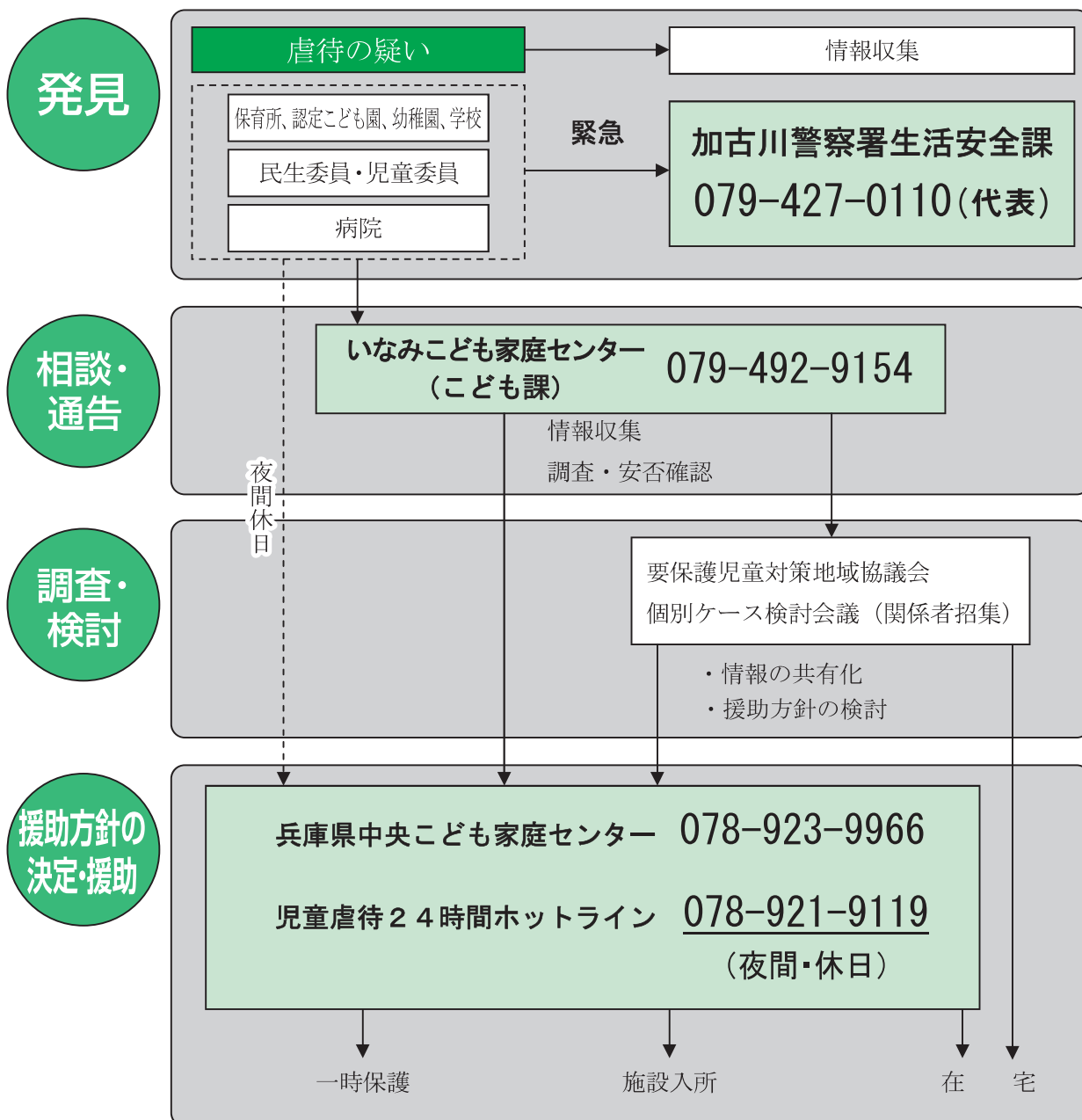
第2章 児童虐待の発見と対応

1. 児童虐待の発見から援助までの流れ

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待防止等に関する法律第5条(児童虐待の早期発見等)及び第6条(児童虐待に係る通告)で、児童虐待の早期発見、児童虐待に係る通告が義務付けられています。また、その通告は、子どもを守るためのもので、「守秘義務」違反にはなりません。

(1) 児童虐待の発見と初期対応

＜児童虐待を発見してから援助に至るまでの流れ（フロー図）＞



(2) 通告の義務

児童虐待を疑ったら、いなみこども家庭センター（こども課）、兵庫県中央こども家庭センターに相談・通告してください。相談・通告は、直接来所していただくか文書や電話でもできます。問題が深刻化しないうちに、早期対応のため他の機関と協力して支援していくことが大切です。

児童虐待を発見した人は通告する義務があり（児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）、学校の教職員や医師など児童虐待を発見しやすい人には、児童虐待の「早期発見努力義務」（児童福祉法第21条の10の5、児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項）があります。

また、地方公務員法等で定められた守秘義務より通告義務が優先します（児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項）。

さらに、通告した人を特定する情報を漏らしてはならないと定められています（児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(3) 実際の対応と留意点

・調 査

援助方針の決定のためには、客観的な事実の把握が欠かせません。より多くの情報を得るためにも、関係機関と連携を図りながら調査を行う必要があります。

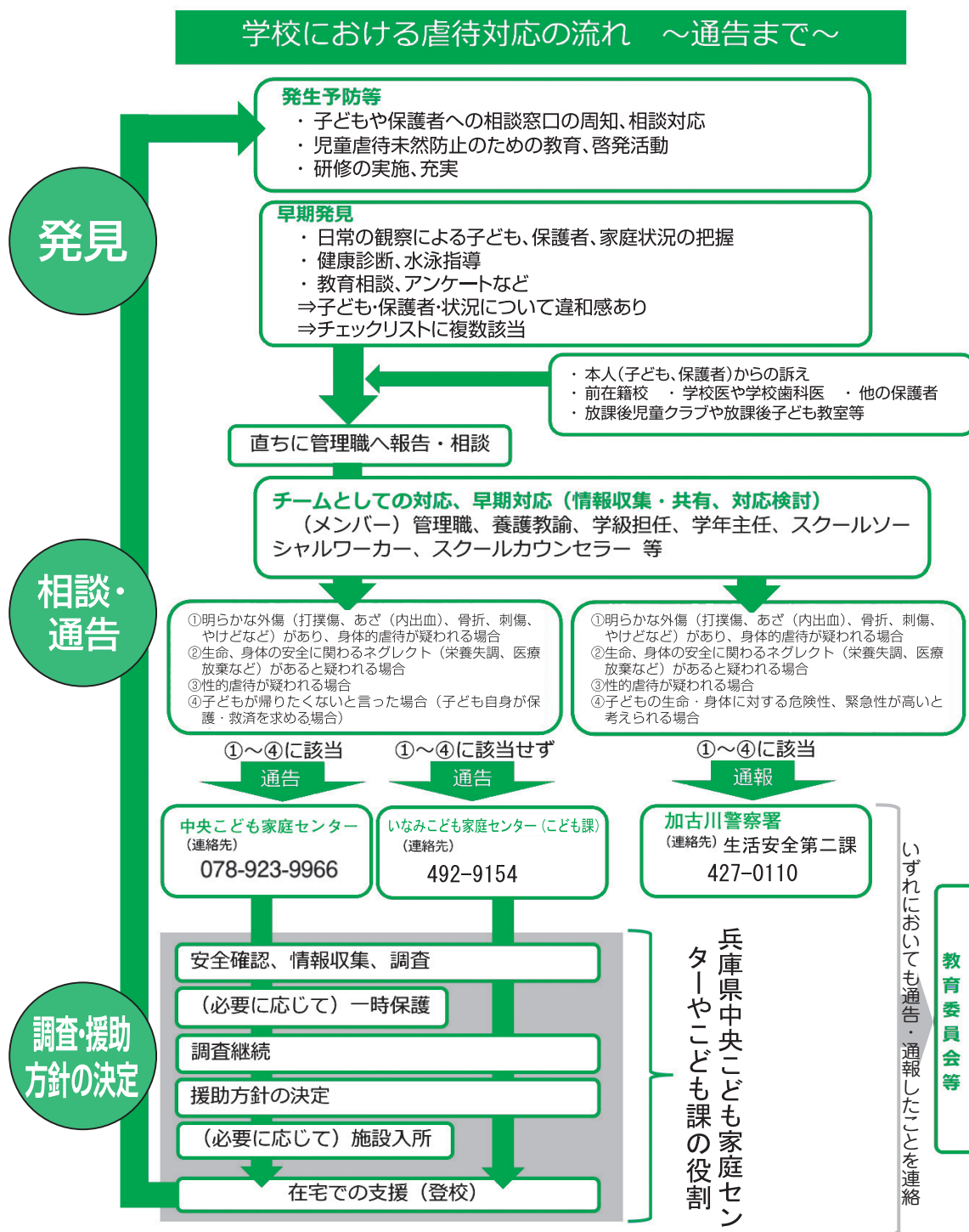
調査にあたっては、虐待あるいは不適切な養育の状況と子どもの被害状況、生活環境、家族状況等について以下の点につき情報収集を行います。

- ① 虐待あるいは不適切な養育の種類やレベル（親子関係の様子やエピソード）
- ② 虐待あるいは不適切な養育の事実と経過（日時やその時点の様子などを具体的に把握）
- ③ 子どもの安全確認と被害状況（身体的、心理的、性的被害等）と生活環境
- ④ 子どもと保護者との関係性
- ⑤ 保護者や同居人に関する情報の把握
- ⑥ その他の関係者に関する情報収集

・学校等における通告の判断にあたって

児童虐待の確証がなくても通告し、保護者との関係よりも子どもの安全を優先します。虐待の有無を判断するのは兵庫県中央こども家庭センター等の専門機関であることを踏まえ、通告することが重要です。

(4) 学校における虐待対応の流れ



※学校として、通告せずに当分の間、子どもや保護者の様子を見ていくこととした場合でも、その後、どのように子どもの様子を見るか、教職員間の役割や見通しなどをチームで共有しておくことが重要です。

※通告する際の情報(口頭・書面いずれも可)

子ども・保護者の氏名・生年月日・年齢、家庭の状況(家族関係・きょうだい・同居人等の情報)、外傷や症状(いつ、誰から、頻度、どのような)と関連する子ども本人からの説明・写真等、出席状況(遅刻・早退・欠席の頻度と理由、家庭との連絡の有無等)、学校生活での様子(友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物・家庭連絡・諸費の状況、その他不自然な点等)

2. 通告後の対応

いなみこども家庭センター（こども課）が児童虐待の通告を受けた時は、必要に応じて、子どもの所属する保育所・認定こども園・幼稚園の職員、学校の教職員、主任児童委員等の協力を得て、子どもとの面接等の調査によって安全の確認を行っています。

緊急性が高いと判断された場合は、調査の段階から兵庫県中央こども家庭センターに協力を求めて対応します。

初期調査では、保育所、学校等の子どもときょうだいが所属している機関における児童家庭の状況等についても調査し、得られた情報に基づいて、緊急性の判断を行い、必要時には、兵庫県中央こども家庭センターに送致します。

町における相談援助活動は、以下のように進めています。

- ① 児童虐待の通告・相談の受理
- ② 受理会議
- ③ 調査
- ④ 個別ケース検討会議
- ⑤ 町による支援、兵庫県中央こども家庭センターへの送致
- ⑥ 関係機関との情報共有
- ⑦ 支援後の評価、支援方針の見直し、継続的な見守り等の進行管理のための会議

兵庫県中央こども家庭センターでは、通告後は、調査、診断、判定、子どもの保護等一連の援助が行われます。また、必要時は町から以下の事項について送致します。

【児童福祉法第25条の7に基づき、次の措置が必要と認められるとき】

- ① 児童福祉法第27条に基づく措置(相談支援・指導・養護)
- ② 児童福祉法第33条に基づく一時保護
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律第9条(通告)に基づく立入調査等
- ④ 医学的、心理的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定

3. 児童虐待の発見と援助方針の決定

援助方針の決定

援助方針は、調査の結果に基づく各種診断、判定のプロセスを経て、援助方針会議にて決定します。援助内容には、在宅での援助と親子を分離しての施設入所、里親委託等があります。

在宅での援助

虐待の内容や子どもの安全についての問題が比較的軽微であり、かつ保護者が虐待行為を自分自身の問題としてある程度認め、援助機関の訪問や周囲の支援を得る心づもりがあれば在宅指導の方向で検討します。

これは、虐待により施設等へ入所した後に、家族再統合に向けての指導を行った場合も同様であり、家庭引き取りについて家庭復帰等評価委員会の意見を得たうえで在宅指導の方向で進めます。

援助方法については、兵庫県中央こども家庭センターへの親子通所指導、家庭訪問を中心とした児童福祉司指導等があります。

また、兵庫県中央こども家庭センターや加古川健康福祉事務所などの専門機関は、一般に住所地から遠いことが多く、日常的な援助は難しくなります。そのため、町をはじめ学校等の所属機関や民生委員・児童委員、主任児童委員など、日常的に子どもや家庭に接触が可能で、日常的な細かな援助を行うと同時に、緊急を要する場合には専門機関に通告する役割(モニター)を担う機関が必要となります。このような場合、町に対して要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の開催を求めるなどして、関係機関による役割分担を確認します。

○親子を分離しての援助(施設入所又は里親委託等)

虐待の程度が危機的な状況で、在宅による支援では子どもの安全、安心が確保できないと考えられる場合には、親子を分離しての援助を検討します。

虐待は家族の抱える様々な問題状況が、弱者である子どもに集約されるという意味で「家族病理」という共通要因をもっています。この、「家族病理」を改善し、その家庭を子どもの養育にふさわしい場に変えるために、一定期間親子が離れて生活することが必要であると判断した場合には、施設入所等の措置(里親委託等を含む)を採ることになります。

施設入所等について保護者の同意が得られない場合は、家庭裁判所へ児童福祉法第28条第1項に基づく児童福祉施設等への入所承認の申立てをするなど法的手続きをとります。

児童福祉法
第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合において、里親等への委託や児童福祉施設等への入所の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、次の措置を採ることができる。 1 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、里親等への委託や児童福祉施設等への入所の措置を採ること。

○連携による援助

虐待再発防止のため、兵庫県中央こども家庭センター、町、加古川健康福祉事務所、病院、保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員等、当該家族が生活している地域の関係機関が、関係者との相互理解・協力によって被虐待児とその家族を総合的に援助していくことが重要です。

家庭復帰について問題点があった場合は、十分時間をかけて検討・協議し、結論を導き出すようにしなければなりません。

4. 支援活動のポイント

(1) 子どもへのかかわり

子どもの存在を受け入れる

- ① 長い間虐待を受けている子どもは、虐待行為を愛情と思い込んでいたり、「自分は悪い子なんだ」と思い込む等自己の存在を否定的にとらえている傾向があり、この子どもは周りの人のあたたかい気持ちを受け入れられず、困らせるような行動をすることがあります。このようなときは、「行動がいけないことでもあなたの存在が大切なことに変わりはない」というメッセージを伝えるように努めます。
- ② また、「守ってあげたいと思っている」ことを根気強く伝えます。子どもは、守ってくれる人の存在を知り、守られている感覚を体験することにより、存在を認められ、守られているという安心感を持てるようになります。
- ③ 子どもへの理解、存在を認める語りかけや、子どもが自信を持てるような言葉かけを根気強く行うことによって、否定的な自己イメージを変化させるよう努めます。

子どもの気持ちに共感する

- ① ト라우マ(心の傷)による心の歪みのために感情のコントロールができず、爆発的に反応することがあります。このような場合は「抱きかかえるような対応」をします。感情の高まりを理解して、共感する努力をします。
- ② 怒りやストレスの表情は、いたずらに制止せず、長い時間をかけて、言語による自己表現ができるようになるまで見守ります。そのうえで、このような感情を持つ自己の存在を認めてあげるようにしていきます。

(2) 親へのかかわり

親の立場にたって信頼関係を築く

- ① 通告のあった親は、様々な事情により十分に苦しみ、「児童虐待」という行為によって、声にならない「助け」を求めています。当該家庭に接する部署は、親の立場にたって聴き、話ができるような関係づくりに努めます。
- ② 話の途中で、怒り等により感情のコントロールができなくなることもあります。このような場合は、無理になだめようとせず、落ち着くのを待ちます。
- ③ 約束した面談に来ない等、担当者との約束を守らないこともあります。親が約束を守らなくても責めないようにします。『行為はよくないが、親の存在は認める』言葉かけを長い時間かけてしていくようにします。
- ④ 各機関の役割により、厳しいことを言わなくてはならない場合は、複数の関係者と役割分担をして親子との関係が途切れてしまわないように努めます。

状況に応じて専門機関と相談する

親の精神的な病気等(統合失調症、気分障害、人格障害、アルコール・薬物依存 等)が関係していると思われる場合や、妊娠や出産に伴う精神的な不安定状態等が疑われるときは、町、加古川健康福祉事務所、兵庫県中央こども家庭センター、医療機関等の助言を受け、十分に連携して支援活動を進めます。

【支援がつながりにくい人への支援】

- 妊婦、母親、家族のこれまでの生育歴の厳しさ、たいへんさ、しんどさを理解する
- 親が困っていることの相談にのる
- ひとつひとつの心配ごと、困りごとや不安にたいねいに対応する
- できていること、できたことをきちんと言葉にして伝える
- それらをほめる
- 繰り返し伝えていく
- 親が具体的にできることを社会資源を総動員して行う
- 親が“自分は大切にされている”と感じ、信頼の置ける支援関係を構築する

(3) 親族へのかかわり

家族の力を引き出す

家庭内に虐待状況があるときでも、力になれる親族(配偶者、祖父母、きょうだい等)がいる場合があります。その親族が家庭の中で重要な役割を發揮できるよう助言し、円滑に家庭が機能していくように支援します。

(4) その他の注意点

決して被援助者を一人で抱え込まない

- ① 困っている子どもや親を目前にすると、何とかしてあげたいという思いから、知らず知らずのうちに巻き込まれてしまうことがよくあります。このようなことを防ぐためにも、関係機関と十分な情報共有のもと、偏った情報、判断で援助しないようにします。
- ② 援助者が親身になって対応してもなかなか伝わらず、無力感を抱いてしまうこともあります。児童虐待に対する援助は、当事者が変わることを信じてあせらずゆっくり対応していくことが大切です。
- ③ 援助者が個人攻撃に遭う場合もあります。援助者のメンタルケアのためにも同じ立場同士が相互に相談できるようにしておきます。

プライバシーの保護に十分注意する

- ① 関係機関の職員はすべて守秘義務が課せられています。児童虐待への援助の過程で知り得た情報についてはプライバシーの保護に十分に注意します。
- ② 当該家庭への援助のために情報交換や共通認識には十分に努めるべきですが、親や子に「他の(関係機関)から聞いたんだけど…」と言うようなことは、その機関と親子との信頼関係を損なってしまうことがあるので注意します。

次の機関につなぐ・引き継ぐ

保育所、認定こども園、幼稚園に通っている子が、小学校に入ったり、小学校6年生の子が中学校に入ったりしたときに、続けて見守りが必要な場合には、次の機関に伝えます。引継ぎを受けた機関は、子どもの健やかな成長のために貴重な情報を受け取ったという視点で対応し、その後も必要に応じ、前の関係機関と相談できる関係を保っておきます。

いなみこども家庭センター（こども課）に情報を集約する

児童虐待対応は、長い取り組みとなる場合が多いため、状況把握や対応経過等の情報を集約していく必要があります。関係機関は情報を必ず記録に残し、いなみこども家庭センター（こども課）に情報を集約します。